

秘
農林水産省

都道府県	市区町村	指標コード									



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

6次産業化総合調査
漁業・漁村の6次産業化総合調査

漁業経営体における販売先実態調査票

この調査は、農林水産省が統計法第19条第1項の規定に基づき一般統計調査として実施するものです。
また、この調査票は統計の作成目的のみに使用するもので、課税など統計作成以外の目的には使用しません。

《記入と返送いただくに当たって》 ◇インターネットで回答できます。

【調査の対象】

- 1 令和元年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）の1年間の状況を記入してください。なお、調査対象期間での記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間（暦年や決算期間）としてください。
- 2 記入に当たっては、同封の「調査票の記入の仕方」を参考にしてください。
- 3 金額については、消費税を含んだ金額に統一して記入してください。
- 4 インターネットで回答される場合は、同封の「インターネットで回答できます(チラシ)」をご覧ください。
- 5 ご記入いただいた調査票は、同封している返信用封筒に入れて 月 日までに投函してください。
- 6 返信用封筒には、秘密の保護のため、名称、ご担当者名等は記入しないでください。

調査及び調査票の記入に当たってご不明な点等がありましたら、以下までご連絡ください。

【問合せ先】

- ◆ 記入内容について、後日、お尋ねする場合がありますので、記入者名等の記入をお願いします。

記入者名	担当部署

- ◆ 法人の方は、法人番号（13桁）の記入をお願いします。

法人番号(13桁)

法人番号を活用した統計の精度向上及び効率化の取組に使用させていただきますので、法人番号（13桁）の記入をお願いします。
個人のマイナンバー（12桁）を誤って記入しないようにご注意ください。

自らの漁業生産によって得られた**水産物全体について**記入してください。

- 1 自らの漁業生産によって得られた水産物の年間販売金額を記入してください。
 なお、販売金額がない場合は、「販売金額なし」に○印を記入してください。

		百億	十億	億	千万	百万	十万	万	
販売金額計	101								0,000円

注：消費税を含め、単位未満は切り上げて記入をお願いします。

販売金額なし	102	
--------	-----	--



調査は以上で終わりです。
 ご協力ありがとうございました。
 返信用封筒にて、返送してください。

- 2 水産物について、それぞれの出荷先別の販売金額割合を記入してください。
 なお、決算資料等において、出荷先別に販売金額が分割されていない場合は、**おおよその割合を記入**してください。

出 荷 先		販売金額割合			
合 計		1	0	0	%
産 地 卸 売 市 場	201				%
消 費 地 卸 売 市 場	202				%
小 売 業	203				%
食 品 製 造 業	204				%
外 食 産 業	205				%
直 消 接 費 販 者 売 に	自 営 の 直 売	206			%
	その他の直売所	207			%
	インターネット	208			%
そ の 他		209			%

【出荷先の説明】

- ・ **産地卸売市場**は、漁業者や漁業協同組合から出荷される水産物の卸売のため、その水産物の陸揚地において開設している市場や荷さばき所へ直接出荷した場合が該当します。
- ・ **消費地卸売市場**は、荷さばき所を含めた**産地卸売市場以外**の中央卸売市場等の卸売市場へ直接出荷した場合が該当します。
- ・ **小売業**は、総合スーパー、食品スーパー、鮮魚商等に直接取引等で出荷した場合が該当します。
- ・ **食品製造業**は、食品製造業に直接出荷した場合が該当します。
- ・ **外食産業**は、食堂・レストラン等の外食産業に直接出荷した場合が該当します。
- ・ **自営の直売**は、自らが運営する店舗や、無人販売、移動販売等のほか、消費者から直接、電話または郵送等により受注し、販売した場合が該当します。
- ・ **その他の直売所**は、漁協、生産組合、地方公共団体・第3セクター等が開設した直売所に販売した場合が該当します。
- ・ **インターネット**は、自営のサイトやショッピングサイトを利用し消費者から直接受注し、販売した場合が該当します。
- ・ **その他**は、食品以外の製造業、学校、商社など、上記以外へ直接出荷した場合が該当します。

調査は以上で終わりです。
 ご協力ありがとうございました。
 同封の返信用封筒にて、調査票を返送してください。